

## 障害者防災の現状と課題～仙台市内の取組を例に考える～

(社福)仙台市障害者福祉協会会長  
阿部一彦

仙台市障害者福祉協会では東日本大震災を振り返り、市内の障害者の震災時の状況や困りごとなどを検討し、地域防災の改善等に取り組んでいる。

### 避難所生活の中で必要な配慮

震災発災直後、仙台市民の約一割の人々が指定避難所に殺到したため、障害者の多くは避難所に滞在できなかった。そこで仙台市避難所運営マニュアルが見直され、障害の有無や必要な配慮等の避難者カードへの記述が徹底されている。

避難所生活における「困ったこと・配慮が必要なこと」として「椅子が必要」、「トイレに行きやすいような環境の整備」、「食事配布時等の配慮」、「トイレや着替えに時間がかかることへの理解」等が挙げられた。これらは障害理解により配慮(合理的配慮)しやすいことである。現在の運営マニュアルでは避難者カードの情報に基づいて必要な配慮を行うことになっている。

避難所の環境として「仕切り等による安心できるスペースの確保」、「障害があっても使える十分な数のトイレの設置」という声も寄せられた。現在、避難所には簡易組み立ての洋式トイレやテント式プライベートルームが備蓄されている。

### 災害時要援護者登録制度

仙台市内では障害者対象の災害時要援護者情報登録制度があるが、震災時の登録者は 356 人だけだった。地域の支援者も被災したために、仙台市が直接、安否確認を行ったが、2 週間以上を費やした。現在、障害者の登録数は 10 倍以上、高齢者等も併せると 1 万 3 千人を超えている。同名簿は町内会等に提供され、避難誘導、安否確認等必要な支援体制が整備されることになっているが、地域ごとの取組の差が大きい。

震災直後に助かっても障害者等はその後の自力生存が困難となり、命までも失われかねないことがわかった。そこで現在、避難行動要支援者名簿(要援護者名簿)を基に在宅避難者等の安否確認を進め、必要な支援を行うこと等が市町村に義務付けられている。



## 災害発生時の避難の在り方

沿岸部に居住し、津波避難エリア外への避難が困難な場合には津波避難タワー等に緊急避難する必要がある。仙台市は沿岸部にバリアフリー化されたスロープ付きの「津波避難タワー」(250～300 人程度避難可能)を 6 か所整備した。

地震発生直後に集合する近隣の公園や広場がいつとき避難場所である。災害時要援護者がいない場合には、町内会役員等が要援護者宅に駆けつける。その後、小学校等の指定避難所に避難する。指定避難所での受入れが困難な場合に補完するのが補助避難所であり、市民センター、コミュニティセンター等が活用される。



避難所等での生活が困難な人の二次的避難所が福祉避難所である。ただし、各区災害対策本部の判断をもとに、指定避難所に自力避難できない場合に福祉避難所で直接受け入れることも可能になった。震災時に仙台市が指定していた福祉避難所(52 か所)の半数は施設自体の被災や人員が確保できなかった等のため開設できなかった。現在は、介護人材派遣及び施設確保に向けて協定を結び、114 か所が指定されている。

震災時に駅周辺の指定避難所に帰宅困難者が殺到した経験をふまえて、駅や駅付近の公共施設、ホテル、スポーツ施設等が帰宅困難者一時滞在施設として協力する。居住地域や日中活動地域の避難所等について理解しておく必要がある。

## 今後の災害に備えて

震災を体験した多くの障害者は行政による公助の限界を知り、自助の重要性を認識した。日頃の備えを充実させるとともに情報を積極的に収集し、適切な避難行動を行えるようにしたい。また、地域住民による共助が欠かせない。障害者自身が地域に自分たちの存在を知らせ、どんなことに困り、どのような配慮が必要かの理解を進める必要がある。支援を待つだけでなく、必要な支援や配慮を自ら伝える等、積極的に情報発信することが重要である。